

原動機付自転車が市道上にある境界ブロックに乗り上げ 転倒した事故において道路の管理瑕疵が争われた事例

— 京都市道原付自転車転倒損害賠償請求事件 —

道路局道路交通管理課 岡崎 之彦

〔一審判決〕平成一七年七月二九日

京都地方裁判所 請求棄却（確定）

はじめに

国家賠償法二条一項の营造物の設置又は管理の瑕疵とは、营造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、瑕疵があつたか否かは、当該营造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断すべきものである。

今回の事例紹介は、原動機付自転車を運転中、被告が設置・管理する市道上にある境界ブロックに乗り上げ転倒した原告が、被告に対し、国家賠償法二条一項に基づき、損害賠償を請求した事件を取り上げ、道路の通常有すべき安全性についての裁判所における判断を紹介することとする。

一 事案の概要等

1 請求

被告は、原告に対し一、一八七万円及びこれに対する支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。

2 事案の概要

争いのない事実及び証拠により

容易に認められる事実

(1) 被告は、市道桂経七号線（以下「本件市道」という）及び、本件市道とその南側に隣接して並行する府道京都八幡木津自転車道線（以下「府道」という）を分離するために本件市道南端部分（路側）に設置されている境界ブロック（以下「本件ブロック」という）を設置・管理

している地方公共団体である。

(2) 次の交通事故（以下「本件事故」という）が発生した。

ア 日時：平成一四年五月二九日 午後九時

一〇分頃

イ 場所：京都市西京区（以下「本件事故現場」という）

ウ 態様：原告が、原動機付自転車（以下「本件事故車両」という）を運転して、本件市道を東から西に向けて進行していた際、上記日時・場所において、対向車との離合のために左側端（南側）に寄り、府道との間に設けられた側帯部分（以下「本件側帯」という）に進入したところ、本件ブロックに乗り上げ転

倒した。

二 主な争点と当事者の主張

1 主な争点

1 本件市道及び本件ブロックの設置・管理の瑕疵の有無

2 因果関係

3 損害額【略】

2 当事者の主張

(1) 争点1（本件市道及び本件ブロックの設置・管理の瑕疵の有無）について

① 原告の主張

ア 設置の瑕疵があったこと

本件市道の北側は、白線のすぐ外側が急斜面の堤防になっているものの柵等がなかったことから、本件市道を西から東に向けて走行する自動車は、通常道路中央を走行する。そのため、本件市道を東から西に向けて走行する原動機付自転車と対向車と離合する際、南側にある本件側帯に寄って走行する必要が生じ、南側にある白線を越えて雑草に分け入り、本件ブロックに乗り上げ転倒して事故が発生する危険性が高かった。したがって、本件事故現場付近の本件市道及び本件ブロックが通常期待されるべき安全性を備えるためには、

本件市道を初めて通る人間が本件ブロックを無月の夜間でも視認できるように、本件ブロックには反射板、本件市道には街路灯等を設置し、さらに本件ブロックを本件側帯を示す白線から安全が確保される程度に離れた位置に設置する必要があった。ところが、本件ブロックは、幅約一八cm、高さ約一一cm、長さ約六〇cmの形状で路面との段差もさほどなく、路面と同系色の灰色で、反射板も設置されていなかった上、本件事故現場付近には街路灯等がなく、無月の夜間は暗闇状態になるから、本件ブロックは視認できない状態であった。また、本件ブロックは、自転車通路側は白線と本件ブロックの間が三〇cm以上もあるのに、車道側は本件側帯を示す白線から一〇cmないし一三cmしかなく、原動機付自転車の運転者が上記白線付近を走行した場合は、上記白線にわずかに前輪タイヤが触れる程度に南側に寄るだけで、本件ブロックに接触してしまう位置関係にあった。現に、本件ブロックの東端には多数の衝突痕が残っており、事故が反復して発生していたから、上記危険は予見可能であった。また、被告は、本件事

故後、本件ブロックに反射板を設けたり、本件ブロックの両端のみ黄色に塗るなどしており、本件のような夜間衝突事故発生防止のた

めの措置を講ずることも容易であった。ちなみに、その後反射板は破損しており、本件事故後も、本件ブロックへの衝突事故が反復して発生したことを裏付けている。

以上によれば、本件市道及び本件ブロックには、通常有すべき安全性がなく、設置の瑕疵があった。

イ 管理の瑕疵があったこと

本件市道は、夜間も原動機付自転車が走行することができ、また、その幅員から対向車との離合等のために本件側帯に近づいて進行することも想定され、本件市道では雑草により隠れた本件ブロックに乗り上げ転倒する危険が高く、かかる事故は予見可能であったから、本件事故現場付近の本件市道及び本件ブロックが通常期待されるべき安全性を備えるためには、本件ブロック付近の雑草の除草を行い、本件ブロックが視認できるように管理すべきであった。

ところが、本件事故現場は、前年（平成一三年）の一〇月ないし一一月頃から六ヵ月以上もの長きにわたって除草措置を講じられておらず、相当量の草が茂っており、本件ブロックのほぼ全域にわたって本件ブロックの高さを上回る雑草が繁茂し、一部の本件ブロックは雑草によって完全に覆われていて、本件

ブロックを視認できない状態であった。

仮に、原告が接触した本件ブロックが本件事故当時雑草に隠れて見えない状況にはなかつたとしても、本件ブロックにはこれに密接して相当量の雑草が繁茂していたから、原告はもちろん一般人も、原告が接触した本件ブロック付近には雑草しか生えていないと認識することは当然であり、雑草の中から垣間見える本件ブロックを視認することを要求することは不可能を強いることであり、雑草が繁茂するのを放置することは、本件ブロックに乗り上げ転倒する危険を高めるものであった。以上によれば、本件市道及び本件ブロックには、通常有すべき安全性はなく、管理の瑕疵があった。

② 被告の主張

ア 設置の瑕疵がないこと

本件事故現場付近の本件市道の幅員は、約四七〇cmあり、普通乗用自動車同士でも十分離合できるだけの幅があった。したがって、仮に対向車が中央寄りを走行して接近してきたとしても、原告は、減速又は一旦停止を行うなどにより余裕をもって衝突を回避することができたはずである。本件ブロックは、昭和五一年頃に被告が府道を整備した際に、車

道と自転車道を分離するために設置したものであるが、本件事故発生までに本件事故と同様の事故は一切報告されていない。したがって、本件市道及び本件ブロックには設置の瑕疵はなかった。原告は、本件ブロックに多数の衝突痕が存在すると主張するけれども、本件ブロックの傷跡が衝突痕であるか否かは判断としない。加えて、仮に衝突痕であったとしても、衝突痕は、通常車の接触事故や自損事故等運転手の不注意によって生じたものと考えられる。したがって、衝突痕があることをもって、本件市道及び本件ブロックの設置・管理に瑕疵があったということはできない。

次に、本件事故現場付近の本件市道に街路灯等が設置されていないが、本件事故現場付近の本件市道は、「道路照明施設設置基準」(昭和五十六年三月二七日建設省都市局長及び道路局長名通達)で規定する道路照明を必要とする場所ではないから、設置されていないことをもって、通常有すべき安全性に欠けるものということはできない。

ところで、原告は、法定速度を遵守し、前照灯を、点灯して前方を注視して走行していれば、本件ブロックを発見し衝突を回避することは容易であった。すなわち、道路運送車

両の保安基準等によれば、原動機付自転車の前面には「夜間前方一五m(最高速度二〇km/h以上の第二種原動機付自転車に備えるものにあつては、五〇m)の距離にある交通上の障害物を確認できる性能」を有する前照灯を備えなければならぬとされているから、原告が運転していた本件事故車両の前面にも少なくとも夜間に一五m手前から本件ブロックを確認できるだけの性能を有する前照灯が備えられていたと考えられる。そして、本件事故現場付近の本件市道は、約四五〇mの直線で見通しの良い道路であり、前照灯を点灯して前方を注視して走行していれば、事前に本件ブロックの存在を発見することは十分に可能であった。実際、原告は、前照灯を、点灯しており、車道と自転車道の境界にある白線及び雑草の存在を認識したというのであるから、そこが車道と自転車道との境界であり、これを分離するために本件ブロック等の障害物が設置されていることを予見することは十分に可能であった。

夜間走行時における前照灯による障害物の見え方は、運転者の視野が昼間と異なって狭くなっている上に、対向車の前照灯による眩しさなどのため非常に見えにくいものであるから、運転者としては、これらの事情を考慮

し、自転車の速度を調整（減速）する義務を負っている。原告は、時速約二〇km/hという低速で走行し、また、減速措置をとったにもかかわらず、本件ブロックのうち二番目又は三番目のブロックに衝突したと主張するが、仮に原告が低速で走行し減速措置をとったとすれば、手前の一番目又は二番目のブロックの横を通過した時点で本件ブロックの存在を認識できたはずである。また、原告は、本件ブロックに衝突した地点からおおよそ三mも離れた地点で転倒したと主張するが、仮に、原告が主張する衝突地点及び転倒地点が事実であるとすれば、原告は、時速二〇km/hを超える速度で、かつ、何ら減速措置を講じずに本件ブロックに衝突したことになる。

したがって、原告が通常払うべき注意をもって走行していれば、本件ブロックとの衝突を容易に回避できたはずであり、本件事故は、明らかに原告の前方不注意と運転操作ミスによって発生したものである。

加えて、本件市道から、原動機付自転車による通行が予定されていない府道に本件側帯を通って入るといふ異常な行動を取ること、予想し得ないものであったから、本件事

故につき予見可能性はない。
イ 管理の瑕疵がないこと

被告は、本件事故以前から、年三回程度定期的に本件ブロック付近の雑草について除草の措置を講じていた（本件事故当時は、毎年六月頃、八月頃、一〇月又は十一月頃の年三回雑草について除草の措置を講じていた）。

確かに本件事故は六月の除草を行う直前に発生しているが、冬季は雑草が枯れているから除草をする必要がなく、六月の除草は春に伸びた雑草を刈るために行うものであり、一月頃の除草から翌年の六月頃の除草までの期間がそれ以外の期間の除草のサイクルに比べ不当に長期であるといふことはできないから、被告が除草を怠っていたといふことはできない。しかも、本件事故当時の本件ブロック付近で雑草が繁茂していた場所は、主として、本件ブロックの南側である自転車道側（府道側）であり、本件市道側である車道側から見ると、雑草の量は少なく、特に原告の進行方向から見ると、本件ブロックに雑草が覆いかぶさっているという状況ではなく、本件ブロックの存在は十分に認識できる状況であった。したがって、本件市道及び本件ブロックは通常有すべき安全性を備えていたものであり、管理の瑕疵はなかった。

以上によれば、本件市道及び本件ブロックにつき、設置・管理の瑕疵があると評価する

ことはできない。

(2) 争点2（因果関係）について

① 原告の主張

本件事故は、原告が、本件市道及び本件ブロックにつき上記設置・管理の瑕疵があったため、本件ブロックに気づくことができず、本件事現場付近の南側の本件側帯を示す白線を越えて雑草に分け入って走行したところ、同白線に近接して本件ブロックが設置されていたため、これに乗り上げて発生したものであるから、上記各瑕疵と本件事故の発生には因果関係がある。

③ 被告の主張
争う。

三 主な争点に対する裁判所の判断

主 文

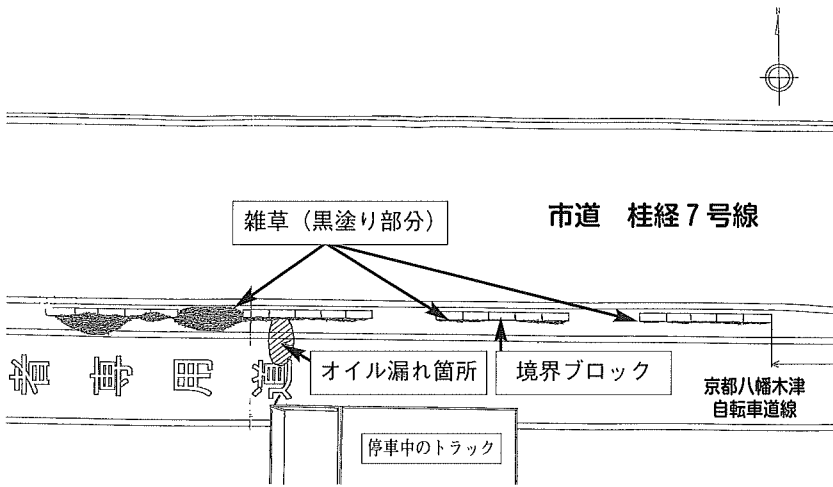
- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

1 争点1（本件市道及び本件ブロックの設置・管理の瑕疵の有無）について

(1) 本件市道及び本件ブロックにつき、国家賠償法二条一項の「瑕疵」があるというためには、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることが必要である。そして、瑕疵があった

可否かについては、当該営造物の構造、用法、場所的環境及び利用状況等、並びに事故の予見可能性等諸般の事情を総合検討して具体的に個別的に判断すべきである。

(2) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。



別図

ア 本件市道は、桂川の堤防の上をアスファルト舗装された道路である。北側は堤防の端に接し、本件事故現場付近の本件市道の南側は本件市道の途中から作られた自転車歩行者専用道路であるアスファルト舗装された府道に接している。本件事故現場付近においては、ほぼ東西方向に走る直線道路である。

イ 本件事故現場の状況は、別図のとおりである。

本件市道(同図面では「市道桂経七号線」と記載されている)の幅員は四一〇cmである。本件事故現場付近の本件市道には、本件事故当時、街路灯等は設置されていなかった。

本件ブロックは、複数のブロックによって構成されていた。東端には、横(幅)一八cm、縦六一cm、高さ約一一cmのコンクリートブロック五個が縦に連ねられて設置され(全長三〇七cm、以下、このブロックを、「先頭のブロック」という)、先頭のブロック西端の一六五cm西側からコンクリートブロック六個が縦に連ねられて設置され(以下、このブロックを「二番目のブロック」という)、二番目のブロック西端の一四七cm西側からコンクリートブロック六個が縦

に連ねられて設置され(以下、このブロックを「三番目のブロック」という)、三番目のブロックの西端から一五一cm西側からコンクリートブロック六個が縦に連ねられて設置されていた(以下、このブロックを「四番目のブロック」という)。本件ブロックは、本件側帯を構成する本件市道側、府道側の二本の白色実線の間であり、北側の白色実線から本件ブロックの間は一〇cmないし一三cm、南側の白色実線から本件ブロックの間は三五cm程度であった。先頭のブロックの東側の二本の白色実線は、東に向かうに従い幅が狭まり、先頭のブロックの東端から一一m八〇cm東で一点に収束している。

本件事故当時、本件ブロックを構成する各ブロックには反射板が設置されておらず、また、路面と同系色であった。なお、被告は、本件事故発生後、先頭のブロックを橙色に塗装している。

ウ 本件事故発生日の二日後である平成一四年五月三一日時点での本件ブロック付近の雑草の状態は、次のとおりであった。

先頭のブロック付近は、南側(府道側)に沿って雑草がわずかに生えているだけで、本件市道側には生えておらず、雑草が

先頭のブロックを隠す状態ではなかった。

二番目のブロック付近も、南側（府道側）に沿って雑草が生えているが、本件市道側には生えておらず、雑草が二番目のブロックを隠す状態ではなかった。

三番目のブロック付近も、南側（府道側）に沿って雑草が生えているが、本件市道側には生えておらず、雑草の量が先頭のブロック、二番目のブロックの南側（府道側）に沿って生えているものより多いとはいえず、雑草が三番目のブロックを隠す状態ではなかった。

三番目のブロックと四番目のブロックとの間付近は、雑草が半球状に繁茂し、その高さも本件ブロックより高くまで伸びている。雑草が生えている範囲は、二本の白色実線の間収まっており、雑草が繁茂している半球状（楕円形）の大きさは、短径が約六六cm程度（白色実線二本の間の距離程度）、長径が一五一cm程度（三番目のブロックと四番目のブロックとの間の距離程度）までであった。

四番目のブロック付近は、南側（府道側）に沿って雑草が繁茂しており雑草が南側（府道側）の白色実線の一部を覆い、ブロックの上まで伸びているが、北側（本件

市道側）には生えていない。

エ 被告は、本件事故以前から、年三回程度定期的に本件ブロック付近の雑草について除草の措置を講じていた。被告は、本件事故当時は、毎年六月頃、九月頃及び一月頃の年三回定期的に除草しており、本件事故発生前最後に除草したのは、平成一三年一月頃であった。

オ 原告が本件市道を通行したのは、本件事故当日が初めてであった。原告は、本件事故車両を運転して桂川に架かる上野橋を北から南に渡り、上野橋の南詰めを右折して、本件市道を東から西に向けて走行していた。原告は、前照灯を点灯し、時速約二〇km/hで本件事故現場に差し掛かった際、本件市道の南端に二本の白色実線が存在することに気付いた。

原告は、本件事故車両を運転して本件市道を中央辺りあるいは中央よりやや南側に寄って走行していたが、普通乗用自動車が本件市道の中央寄りを対向走行してきたことに気付き、離合しようと、減速して南側（府道側）に寄り、二本の白色実線のうち北側の線の上に踏み込み、雑草に分け入って走行したところ、三番目のブロックに乗り上げて転倒し、三番目のブロックの南側

（府道側）に、本件事故車両から漏れ出したオイルでオイル溜まりができた。

カ なお、原告は、対向車を発見したのと、三番目のブロックと四番目のブロックとの間で半球状に繁茂していた雑草を見たのと、どちらが先であったのか（前後関係）は覚えていないと供述している。また、原告は、三番目のブロックと四番目のブロックとの間に繁茂していた雑草の手前（東側）に、雑草が生えていたか否かは暗かったため覚えていないと供述する一方、三番目のブロックと四番目のブロックとの間に繁茂していた雑草の向こう側（西側）に草が生い茂っていたのは見えた、本件ブロックは暗かったため見えなかったと供述している。

また、原告は、本件事故現場付近では、同様の本件ブロック乗り上げ事故が多数発生していると主張するけれども、本件ブロックそれ自体からも判然とせず、原告主張の事実を認めるに足りる証拠はない。

(3) 以上認定の事実関係によれば、本件事故現場付近の本件市道は、北側が桂川の堤防の端に当たるものの幅員が四一〇cmあり、しかも、ほぼ直線道路であるから、仮に、対向走行する自動車の一方が比較的大型の普通乗用自動

車であったとしても、他方が原動機付自転車であれば、容易に離合することができるものと認められる。確かに、本件市道には街路灯等はなく、本件市道の北側は桂川であるから、本件事故発生日原告主張の通り無月であったなら夜間暗闇であったことが推認されるけれども、走行する対向車双方が前照灯を点灯させ走行するという通常の事態を前提にすれば、本件市道を走行する運転者は、夜間でも、自車の前照灯又は（及び）対向車の前照灯により対向車と安全に離合することができるものと認められる。

前記認定のとおり、本件ブロックを構成する各ブロックには反射板が設置されておらず、かつ、各ブロックが道路と同系色であったけれども、本件ブロックは二本の白色実線の間に設けられており、白色実線は前照灯に反射して容易に視認することができること（現に原告も白色実線に気付いていたこと）、二本の白色実線の間に設置されている本件ブロックの高さは一 cm あつて本件市道とはかなりの段差があるから、前照灯で照らせば、アスファルト舗装された本件市道と区別することがさほど困難であるとはいえないことからすれば、本件市道を走行する運転者は、夜間でも、自車の前照灯により本件ブロックを

容易に視認することができたものと認められる。

さらに、前記認定のとおり、被告は、本件ブロック付近の雑草について、本件事故当時毎年三回程除草の措置を講じており、本件事故が六月の除草の直前に発生し、雑草が繁茂していたものの、本件ブロックのうち先頭のブロック、二番目のブロック及び原告が乗り上げた三番目のブロックには南側（府道側）に雑草が生えていただけで、北側（本件市道側）には生えておらず、雑草が本件ブロックを隠す状態にはなっていないから、本件市道を原告と同様東側から西側に向けて走行する運転者は、本件ブロックに気付くことに何の困難もなかったものと認められる。以上によれば、本件市道及び本件ブロックが、通常有すべき安全性を欠いていたものと認めがたい。

そして、それにもかかわらず、原告は、前判示のとおり、三番目のブロックと四番目のブロックとの間に繁茂していた雑草の手前（東側）に、雑草が生えていたか否かは暗かったため覚えていないと供述する一方、三番目のブロックと四番目のブロックとの間に繁茂していた雑草の向こう側（西側）に草が生い茂っていたのは見えた、本件ブロックは暗

かったため見えなかったと供述しているのであるから、結局のところ、原告は、対向車に気を取られるなどして前方注視を欠いたため、本件市道の南端部分（路側）の二本の白色実線の間に設置されていた本件ブロックに気付かず、北側の白色実線の上を踏み越えたため、本件ブロックに乗り上げ転倒したものであるというほかはない。

なお、前記認定のとおり、被告は、本件事故発生後、先頭のブロックを橙色に塗装するなどの事故防止策をとっているけれども、道路の管理者としてより安全な措置を講じたことをもって、当該措置を講じる前は本件市道及び本件ブロックの設置又は管理に瑕疵があったものと推認することはできない。

以上によれば、本件市道及び本件ブロックの設置・管理に瑕疵があったという原告の主張を採用することはできない。

2 以上の次第で、その余の点を判断するまでもなく、原告の請求は理由がない。

3 結論

よって、原告の被告に対する請求は理由がないからこれを棄却し、訴訟費用の負担につき民法六一条を適用して、主文のとおり判決する。